

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【会社名】	株式会社東邦システムサイエンス
【英訳名】	TOHO SYSTEM SCIENCE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小坂 友康
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目12番14号
【電話番号】	03(3868)6060
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 砂賀 昌代
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川一丁目12番14号
【電話番号】	03(3868)6060
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 砂賀 昌代
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

株式会社東邦システムサイエンス（以下「TSS」といいます。）と株式会社ランドコンピュータ（以下「R&D」といいます。TSSとR&Dを総称して「両社」といいます。）は、2025年11月13日開催の各社取締役会において、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により、2026年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）（予定）をもって、両社の完全親会社となる株式会社トランヴィア（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本経営統合」といいます。）に合意し、2025年11月13日付で対等の精神に基づいた経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（2025年9月30日現在）

商号	株式会社ランドコンピュータ
本店の所在地	東京都港区芝浦四丁目13番23号
代表者の氏名	代表取締役社長 福島 嘉章
資本金の額	460百万円
純資産の額	6,141,869千円（連結）、6,064,399千円（単体）
総資産の額	8,407,607千円（連結）、7,933,698千円（単体）
事業の内容	システムインテグレーション、インフラソリューション、パッケージソリューション、クラウドソリューション

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高（千円）	11,578,940	13,732,744	13,730,729
営業利益（千円）	1,222,409	1,729,984	1,433,806
経常利益（千円）	1,238,200	1,743,967	1,463,371
親会社株主に帰属する 当期純利益（千円）	772,096	1,233,862	1,023,309

（単体）

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高（千円）	10,518,639	12,381,493	12,223,128
営業利益（千円）	1,253,902	1,578,924	1,335,911
経常利益（千円）	1,269,531	1,590,900	1,364,314
当期純利益（千円）	844,487	1,165,821	984,764

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2025年 9 月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
福島 嘉章	11.55
田村 聡明	9.36
有限会社三豊	9.28
高際 伊都子	7.35
田村 嘉浩	4.92
高梨 和也	4.84
田村 誠章	4.51
福島産業株式会社	2.97
田村 秀雄	2.95
ランドコンピュータ従業員持株会	1.84

(注) 発行済株式総数に占める持株数の割合は、発行済株式総数から自己株式数を除いた株式数に対する所有株式数の割合です。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	2024年 9 月30日付で業務提携契約を締結しております。

(2) 本株式移転の背景・目的

本株式移転の背景

TSSは、1971年 6 月に東邦生命保険相互会社の情報子会社として設立以来、金融分野を中心にシステム開発や運用サービスを提供してきました。情報化社会の一翼を担う企業として、生命保険・損害保険・銀行・証券等の金融関係のシステムを基軸としながら、通信・放送といった社会インフラを支えるシステムにもソリューションの提供範囲を拡げ、事業展開を図ってまいりました。

R&Dは、1971年 1 月の設立以来、独立系システムインテグレータとして、金融、製造、流通、公共等の幅広い分野のお客様に向けてシステム開発を中心としたITソリューションを提供してきました。基幹系システムの開発からクラウド・パッケージ導入支援、ITインフラ構築に至るまで総合的なサービスを展開し、確かな技術力でお客様の事業基盤を支え、社会の情報化と産業の発展に貢献してまいりました。

両社が属する情報サービス業界においては、人材不足に伴う業務効率化や生産性向上を目的としたシステム・ソフトウェアの刷新やクラウド化等、デジタル技術を活用したビジネスプロセスやビジネスモデルの変革を行うDX（デジタルトランスフォーメーション）を中心に、企業の投資意欲は高い状態にあります。更に、生成AI等の新たな技術の活用による業務効率化を推進する動きがみられております。また、「標的型攻撃」に代表されるサイバー攻撃による被害が増加し、情報セキュリティ対策の重要性も一層高まっており、今後も市場規模の拡大が見込まれております。

このような環境のもと、TSSは長期経営ビジョン「TSS Economic Vision500」と「中期経営計画2027」を策定し、社会のDX化を加速させるとともに、既存事業の成長と収益性の向上、新規事業の創出による新たな成長分野の確立を図ることで、確かなる事業成長を目指してまいりました。

また、R&Dグループにおいても、2024年 3 月期を期初とした「新中期経営計画（VISION2025）」の達成に向けて、引き続き積極的なM&Aの推進、業務提携先との連携強化、DXビジネス推進、人材育成への投資と得意分野の強化、既存SI分野の更なる売上拡大、資本政策・株主還元に取り組み、更なる企業価値の向上を目指してまいりました。

しかしながら、市場規模が急速に拡大する中でも、AI等の新技術による代替リスク、大企業の規模拡大による競争激化は、両社にとって持続的な企業価値の向上への懸念材料となっておりました。そのため、両社は自社の課題を補いながら、更なる成長を実現するための施策をそれぞれ模索してきました。

かかる状況の中、TSSは、金融、製造、流通、公共等の幅広い分野の顧客に向けてサービスを提供するR&Dとの協業は、非金融領域の強化を目指すTSSにとって企業価値の向上に資すると考え、2024年 8 月、R&Dに対し、両社

間で業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を行い、共同営業・共同開発を推進していくことについて、両社で協議を行うことを提案しました。当該提案を受け、R&Dとしても、生命保険・損害保険領域において豊富な業務知見と実績を有するTSSとの協業は、より高度な業務知見の蓄積と開発力の向上につながると考え、本業務提携の協議を開始いたしました。その後、両社間では今後の更なる企業価値の向上を実現するために、他社との提携を含めた各種施策を個々にも検討、実施してまいりました。当該過程において、両社は、それぞれが置かれている事業・競争環境や目指すべき戦略の方向性について共有、理解を深めていく中で、両社間における事業上のシナジーの可能性について複数回の協議を経て、2024年9月30日、両社は、本業務提携にかかる業務提携契約を締結しました。

その後、TSSは、本業務提携を通じ、R&Dと共同営業・共同開発を推進する中で一定の効果は確認できたものの、TSSの更なる企業価値の向上を実現するためには、両社の事業・技術・人的資源を統合し、プラットフォームの構築と販売基盤の相互活用を通じて開発力と収益性を高める必要があると考え、2025年5月、R&Dに対し、本株式移転による経営統合を提案するに至りました。R&Dとしても、本業務提携を通じて両社の事業領域と顧客基盤の相互補完性が確認されたことに加え、共同での開発・営業活動を通じて人的リソース、技術力、データ資産及び営業チャネルの拡充効果が明確になり、TSSとの間で更なるシナジーが見込めると考えていたことから、本株式移転による経営統合について、本格的な検討を行うことを決定いたしました。その後、両社間で本格的に協議を重ねる中で、両社が互いの強みと課題を補完する関係性であることを再確認し、本株式移転による経営統合により、両社がそれぞれ保有する強みを最大限発揮することで、下記「本株式移転の目的及び見込まれるシナジー」に記載の大きなシナジーが見込まれ、急速に拡大する市場環境の変化に柔軟に対応し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現することができるとの共通認識を持つに至り、2025年11月13日、両社が対等の精神に則り、本経営統合を行うことを決定いたしました。

本株式移転の目的及び見込まれるシナジー

両社は、本株式移転により、以下のシナジーの発現を図り、両社の経営リソースを統合し有効に活用することで、両社の情報サービス業界における独自ポジションの確立、企業価値の向上を目指します。

1. 顧客基盤と事業ポートフォリオの拡充

TSSは生命保険・損害保険分野における豊富な業務知見と大規模システム開発の実績を有し、安定した受注基盤を築いております。一方で、R&Dは、金融、製造、流通、公共等の幅広い分野におけ60のパッケージベースのシステムインテグレーションを強みとしており、2010年以降にはパッケージベースSIサービスを立ち上げ、現在では売上高30%以上に成長しております。両社はノウハウだけでなく保有する顧客基盤もそれぞれ異なることから、本経営統合により両社の顧客基盤や知見を相互活用することで、クロスセル・アップセルの機会を拡大していきます。また、より広範な領域をカバーし、多様な業界ニーズに柔軟に対応する体制の構築を目指します。加えて、営業ネットワークや案件獲得チャネルを相互に補完することで、これまで十分にアプローチできなかった領域への提案機会を拡大させ、顧客層の多様化とより一層の安定的な収益基盤の確立を目指してまいります。

2. 新規サービスの創出・プロジェクトの効率化

本業務提携を通じて、両社は生成AI等の先端分野や新規事業分野での技術共有、並びにプロジェクト監視手法、ソフトウェア品質管理手法の共有により、新たなサービスの創出とプロジェクトの効率化・品質向上を目指してきました。本経営統合により、これらの取り組みを一層加速させるとともに、技術連携の恒常化とスケールアップを実現することにより、両社の属する情報サービス業界において、競争優位性を確立することを目指してまいります。

3. 人材・組織体制の強化

本経営統合により両社のエンジニアやプロジェクトマネージャーの相互交流を加速させることで、組織全体のスキル向上と人材育成のスピードを向上させることが可能となります。また、本経営統合後は、より多様な活躍の機会を両社の社員に提供できるようになることから、社員のエンゲージメントの向上にもつながると考えております。両社は、若手人材からシニア層までを対象とする一貫した人材育成制度の確立に向けて連携を図るとともに、両社が有するマネジメントノウハウを相互に活用・融合することで、組織運営の効率化及びガバナンスの一層の強化を推進してまいります。

4. コスト効率化と経営基盤の強化

本経営統合により両社の開発、営業、及びコーポレート管理領域における社内外のリソースの共有と配分により、業務プロセスの効率化と重複投資・運用コストの最適化を実現します。

(3) 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

本株式移転の方法

両社を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転となります。

本株式移転に係る割当ての内容

	TSS	R&D
株式移転比率	1.27	1

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

TSSの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.27株を、R&Dの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、TSS又はR&Dの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定): 普通株式: 39,975,987株

上記はTSSの2025年9月30日時点における発行済株式総数(20,798,988株)及びR&Dの2025年9月30日時点における発行済株式総数(17,967,900株)に基づいて記載しております。但し、両社は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、TSSが2025年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式3,457,396株及びR&Dが2025年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式15,734株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、両社の株主の皆様へ割り当てられる共同持株会社の株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、TSSの株式を79株以上、又はR&Dの株式を100株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受けるTSS又はR&Dの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

その他の株式移転の内容

(i) 本株式移転のスケジュール

本経営統合契約書及び本株式移転計画承認取締役会(両社)	2025年11月13日
本経営統合契約書締結及び本株式移転計画作成(両社)	2025年11月13日
臨時株主総会基準日公告(両社)	2025年11月14日(本日)
臨時株主総会基準日(両社)	2025年11月28日(予定)
本株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	2026年1月16日(予定)

上場廃止日（両社）	2026年3月30日（予定）
共同持株会社設立登記日（本株式移転の効力発生日）	2026年4月1日（予定）
共同持株会社株式新規上場日	2026年4月1日（予定）

（注）上記は現時点での予定であり、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、合意によりこれを変更する場合があります。

（ii）本株式移転計画の内容

本株式移転に係る株式移転計画の内容は、末尾添付の「株式移転計画書（写し）」のとおりです。

（4）本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「（3）本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容」の「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）の算定にあたり、本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、TSSはS M B C 日興証券株式会社（以下「S M B C 日興証券」といいます。）を、R&Dは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

TSSは、下記「公正性を担保するための措置」の「1.独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるS M B C 日興証券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「公正性を担保するための措置」の「2.独立した法律事務所からの助言」に記載の中村・角田・松本法律事務所からの法的助言、並びにTSS及びそのアドバイザーがR&Dに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「（3）本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容」の「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転はTSS株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

R&Dは、下記「公正性を担保するための措置」の「1.独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「公正性を担保するための措置」の「2.独立した法律事務所からの助言」に記載の森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの法的助言、並びにR&D及びそのアドバイザーがTSSに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「（3）本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容」の「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転はR&D株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務状況、株価動向、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「（3）本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容」の「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2025年11月13日に開催された各社取締役会において、本経営統合契約の締結について決議の上、本経営統合契約を締結するとともに本株式移転計画を共同で作成いたしました。

算定に関する事項

（i）算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

S M B C 日興証券及び野村證券のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式移転に係るS M B C 日興証券及び野村證券の報酬には、本株式移転の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式移転の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれております。

（ii）算定の概要

S M B C 日興証券は、本株式移転比率について、両社の株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法を、両社と比較的類似する事業を手がける上場会

社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、R&Dの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、TSSの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.17～1.43
類似上場会社比較法	1.03～1.35
DCF法	0.83～1.43

市場株価法については、2025年11月12日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値（円未満四捨五入）を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

S M B C 日興証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、S M B C 日興証券がDCF法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、S M B C 日興証券がDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのTSSの事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれておりません。また、S M B C 日興証券がDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのR&Dの事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期においては、2024年3月期末から2025年3月期第1四半期に発生した大規模不採算プロジェクトが2025年3月末で終了し、損失発生要因が解消されたことを主因とし、2026年3月期は前事業年度比で大幅な営業利益、EBITDAの増加（それぞれ前事業年比39%増加、36%増加）及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加（前事業年比36%増加）を見込んでおります。

野村證券は、本株式移転比率について、両社の株式がともに東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、両社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、R&Dの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、TSSの普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	1.16～1.43
類似会社比較法	0.84～1.27
DCF法	1.18～1.34

なお、市場株価平均法については、2025年11月12日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2025年11月6日から算定基準日までの5営業日の株価終値単純平均、2025年10月14日から算定基準日までの1ヶ月間の株価終値単純平均、2025年8月13日から算定基準日までの3ヶ月間の株価終値単純平均、2025年5月13日から算定基準日までの6ヶ月間の株価終値単純平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証等は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2025年11月12日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、R&Dの財務予測その他将来に関する情報については、R&Dの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、TSSの財務予測その他将来に関する情報については、R&Dの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券がDCF法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのR&Dの事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期においては、2024年3月期末から2025年3月期第1四半期に発生した大規模不採算プロジェクトが2025年3月末で終了し、損失発生要因が解消されたことを主因とし、2026年3月期は前事業年度比で大幅な営業利益、EBITDAの増加（それぞれ前事業年比39%増加、36%増加）及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加（前事業年比134%増加）を見込んでおります。また、野村證券がDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのTSSの事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれておりません。

共同持株会社の上場申請に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は、共同持株会社の設立登記日である2026年4月1日を予定しております。

また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の株式の上場に先立ち、2026年3月30日に両社の株式は東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された共同持株会社の株式を取引することができます。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の株式の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

公正性を担保するための措置

両社は、本株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために下記の措置を講じております。

1. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

TSSIは、本株式移転比率の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券より、2025年11月12日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。株式移転比率算定書の概要は、上記「（４）本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠」の「算定に関する事項」をご参照ください。また、TSSIは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるS M B C日興証券の分析及び助言を参考としてR&Dと交渉・協議を行い、上記「（３）本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容」の「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の本株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年11月13日開催の取締役会において決議いたしました。なお、TSSIはS M B C日興証券から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、R&Dは、本株式移転比率の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である野村證券より、2025年11月12日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。株式移転比率算定書の概要は、上記「（４）本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠」の「算定に関する事項」をご参照ください。また、R&Dは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券の分析及び助言を参考としてTSSと交渉・協議を行い、上記「（３）本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容」の「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の本株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年11月13日開催の取締役会において決議いたしました。なお、R&Dは野村證券から

本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

2. 独立した法律事務所からの助言

TSSIは、本株式移転の法務アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会における意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

他方、R&Dは、本株式移転の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会における意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所及び森・濱田松本法律事務所は、いずれも両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しておりません。

利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、両社の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

（５）本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（予定）

商号	株式会社トランヴィア （英文表記：Toranvia Co.,Ltd.）
本店の所在地	東京都文京区
代表者の氏名	代表取締役会長 小坂 友康 代表取締役社長 福島 嘉章
資本金の額	2,000百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業

以 上

別添

株式移転計画書（写し）

株式移転計画書

株式会社東邦システムサイエンス（以下「甲」という。）及び株式会社ランドコンピュータ（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

（2） 商号

新会社の商号は、株式会社トランヴィアとし、英文ではToranzia Co.,Ltd.と表示する。

（3） 本店所在地

新会社の本店の所在地は東京都文京区とする。

（4） 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名、設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役（代表取締役会長に選定予定）：小坂 友康

設立時取締役（代表取締役社長に選定予定）：福島 嘉章

設立時取締役：笹沼 一寿

設立時取締役：砂賀 昌代

設立時取締役：石井 孝典

設立時取締役：山村 敬一

設立時取締役：弘長 勇

設立時取締役：奥野 文俊

設立時社外取締役：森田 宏之

設立時社外取締役：植村 明

設立時社外取締役：秋田 一郎

設立時社外取締役：木村 ひろみ

2. 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

設立時監査役：田邊 直樹

設立時社外監査役：工藤 克彦

設立時社外監査役：廣瀬 利彦

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している普通株式数の合計に1.27を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
- （1） 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1.27株
 - （2） 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。）第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|------|
| （1） | 資本金の額 | 20億円 |
| （2） | 資本準備金の額 | 5億円 |
| （3） | 利益準備金の額 | 0円 |

第6条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2026年1月16日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2026年1月16日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所のプライム市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手続を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり20円を上限として、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり25円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり19円を上限として、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり19円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第10条（自己株式の取扱い）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつそれぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行うものとする。

2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

（以下余白）

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月13日

甲： 東京都文京区小石川一丁目12番14号

株式会社東邦システムサイエン

ス

代表取締役社長 小坂 友康

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月13日

乙： 東京都港区芝浦四丁目13番23号

株式会社ランドコンピュータ
代表取締役社長 福島 嘉章

別紙

定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社トランヴィアと称し、英文ではToranvia Co.,Ltd.と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）及び組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式又は持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- （1） 各種ソフトウェアに関するコンサルティング、企画、設計、開発並びに各種ソフトウェア販売及び運用、保守管理
- （2） コンピューターシステム及び周辺機器・関連用品の販売、レンタル
- （3） ITインフラ・ネットワーク環境の企画、設計、構築、導入及び運用、保守管理
- （4） クラウドサービス等のインターネットアプリケーションに関するコンサルティング、企画、設計、構築、導入及び運用、保守管理
- （5） IT機器やシステムを活用したデータ処理、情報検索、調査・分析業務の受託
- （6） 業務のIT化・DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に関するコンサルティング
- （7） 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- （8） 上記に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都文京区に置く。

第4条（公告方法）

1. 当社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

第6条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

- 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（基準日）

- 1. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第13条（招集権者及び議長）

- 1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第14条（電子提供措置等）

- 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条（議決権の代理行使）

- 1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第16条（決議の方法）

- 1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の

議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当社の取締役は、16名以内とする。

第20条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長を1名、取締役社長を1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 取締役会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役との責任限定契約）

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第31条（監査役及び監査役会の設置）

当社は、監査役及び監査役会を置く。

第32条（監査役の員数）

当会社の監査役は、6名以内とする。

第33条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第36条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第37条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第39条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第41条（監査役との責任限定契約）

当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第42条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第43条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第44条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第46条（会計監査人との責任限定契約）

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

第47条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第48条（剰余金の配当等）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
2. 当会社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

第49条（配当の除斥期間）

1. 剰余金の配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

第8章 附則

第50条（最初の取締役及び監査役の報酬等）

1. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役の金銭報酬に関する報酬等の総額は、年額500百万円以内とする。
2. 前項の金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内とする。

対象取締役に対し、当会社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当会社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(1)ないし(4)の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

また、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、当会社普通株式の株式分割（当会社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

- (1) 譲渡制限付株式には、譲渡制限付株式 型と譲渡制限付株式 型の2種類があるものとし、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、その種類に応じて以下に定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。
 - i. 譲渡制限付株式 型：20年間から30年間までの間で当会社取締役会が定める期間
 - ii. 譲渡制限付株式 型：3年間から5年間までの間で当会社取締役会が定める期間

- (2) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社の取締役の地位から退任した場合には、当会社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。

- (3) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会

社の定時株主総会の開催日まで継続して、当会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当会社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当会社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社取締役会）で承認された場合には、当会社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当会社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 第40条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬等の総額は、年額50百万円以内とする。

第51条（最初の事業年度における中間配当等）

当会社は、取締役会の決議によって、2026年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第52条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって自動的に削除するものとする。